

【大館警察署改築事業】入札説明書等(第1回)に関する質問・意見回答書_令和8年7月14日公表

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目					意見・質問内容	回答
○		1	入札説明書	3	12	第2	1	(8)	①		施設整備業務の設計・建設期間について、基本設計終了時期、実施設計終了時期、庁舎工事着工時期、解体工事着工時期の記載がありませんが、これらは受注者側で適宜設定してよいという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
○		2	入札説明書	4	5	第2	1	(9)			物価上昇に関し、契約金額は入札公告時点（令和8年5月）の物価水準として取り扱うものとする、とされています。 庁舎建設工事の着工時点の工事費は、発注者側と合意して作成した実施設計終了後に工事下請け契約等の観点から着工時点の物価水準（資材単価、労務単価、経費）で算出することになります。庁舎の設計期間中に工事費に係る物価変動が生じた場合や設計時点で発注者側の要求水準変更がなされた場合、受注者側が契約時に提示した工事費（受注者が要求水準書等を確認し工事内容を想定した令和8年5月時点の工事費であり、発注者側と設計内容合意前の工事費）と合致しない場合が生じます。庁舎の設計期間中に工事費に係る物価変動が生じた場合の工事費変動や、要求水準変更があった場合工事費変動の対応について、発注者側の考え方や措置をご教示ください。	入札公告時点（令和8年5月）と請求時点のそれぞれの時点における物価水準に応じて、入札説明書並びに設計・施工請負契約書（案）第37条に基づき、物価上昇に伴う請負代金額の変更については適切に対応します。 なお、設計時点で発注者側の要求水準変更がなされた場合、設計・施工請負契約書（案）第29条に基づき、協議の上、請負代金額を変更します。
○		3	入札説明書	4	5	第2	1	(9)			DB方式で優先交渉権を得ての契約となると概算契約をすることになるかと思いますが、コストコントロールのご担当はどなたでしょうか。	本事業において「概算契約」という文言の使用はありませんが、本事業の設計・施工請負契約締結後についてお尋ねであるとのを前提で回答します。 本契約後、選定事業者との窓口は、秋田県警察本部警務部会計課にて行います。
○		4	入札説明書	4	5	第2	1	(9)			選定事業者決定後、基本設計・実施設計による設計変更が生じると考えられます。それに伴うコストの変動についてはどのようにご協議いただけますでしょうか。	提案趣旨を逸脱するような設計変更は想定していませんが、仮に県側の要望により設計変更、金額の増減が発生した場合は、都度、詳細を協議し必要な対応をとります。
○		5	入札説明書	4	5	第2	1	(9)			当社の設計施工の見積においてはStep1基本設計後(粗概算見積)・Step2 実施設計前半(精概算見積)・Step3 実施設計後半(明細見積) の計3回のステップによって工事価格の精度を高めた金額で最終合意し着工致します。各ステップにおける金額の変動についてはコストコントロールの為に設計段階に応じて各見積を提示させていただきます。各ステップでの金額合意を承認する手続きの設定をお願い致します。	概ねご提示のタイミング（Step1～3）において、工事価格の金額の確認を想定しています。
○		6	入札説明書	4	5	第2	1	(9)			選定事業者決定後基本設計開始から着工までの間に生じた物昇についてもお認めいただきますようお願い致します。	入札説明書第2 1. (9) 及び設計・施工請負契約書案第37条に基づき、本事業公告日を基準として、工事費については物価上昇に対して適切に対応します。
○		7	入札説明書	8	10	第3	3	(2)	④		基本設計、実施設計の完了時期は、発注者側からの指定はなく、事業者側が設定してもよろしいでしょうか。	No.1の回答をご確認ください。
○		8	入札説明書	10	20	第3	3	(3)	①	ウ	設計企業、建設企業、工事監理企業、解体企業が組成する「特定共同企業体」については、「グループ」という位置づけであり、共同企業体の出資比率割合の規定は無いと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

【大館警察署改築事業】入札説明書等(第1回)に関する質問・意見回答書_令和8年7月14日公表

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目					意見・質問内容	回答
○		9	入札説明書	14	14	第3	5				応募者による提出事業費が予定価格を上回る場合、要求水準に記載された性能および意図を逸脱しない範囲でのVE提案を盛り込んだ上で提案することは可能でしょうか？	要求水準に記載された性能及び用途を踏まえた意図を逸脱しない範囲での提案は可能ですが、その範囲内の提案であっても一見して要求水準書の記載と矛盾する仕様等となる場合は、提案書に「性能及び用途を踏まえた意図を逸脱しない範囲」であることの説明を明記してください。
○		10	入札説明書	14	14	第3	5				設計・監理料は、秋田県建設部営繕課による設計等業務委託料算定基準の計算式に従い、建築物類型を警察署とし、設計・監理業務細分率については1.0、直接人件費単価は入札書類提出時の技師(C)単価を用いて算出することとして宜しいでしょうか。	ご質問の基準類に即した算定を行うことが必須ではありません。性能発注に基づき、予定価格の範囲内で事業者の責任によりご提案ください。
○		11	入札説明書	14	14	第3	5				設計・監理料に関する標準外業務については、公共建築協会等による資料を参考に、透視図および模型作成費用、各種調査費、建築基準法に基づく条列対応費用、仮使用認定等を含む建築計画付随業務、環境維持関連業務、遠隔地対応費用、等を応募者により随時見込むものと考えて宜しいでしょうか。	No. 10の回答をご確認ください。
○		12	要求水準書	2	3	第1	4	表2			表2対象業務において、小分類の「設計業務」「建設期間中業務」「解体設計業務」の業務内容欄に「その他業務」という記載があります。この「その他業務」とは、具体的にどのような業務をお考えかお示ください。	設計業務や解体設計業務においては、その他業務として「事前協議、申請、届出」や「設計意図伝達業務」を想定しています。また、建設業務や解体業務においては「保険付保等」をその他業務として想定しています。このほかに、各業務を実施するうえで付随する業務について、必要に応じて事業者の判断により実施してもらうことを想定しています。
○		13	要求水準書	2	3	第1	4	表2			表2対象業務において、小分類の「設計業務」の業務内容欄に「その他業務」という記載があります。この「その他業務」とは、設計意図伝達業務が含まれると考えてよろしいでしょうか。	No. 12の回答を確認してください。
○		14	要求水準書	2	3	第1	4	表2			表2対象業務において、小分類の「設計業務」の業務内容欄には、事前協議、申請、届出、検査等の記載がありません。計画通知書提出やそのための事前業務については、設計者である設計業務受注者が行うことが一般的です。本事業においては建設業務（建設企業）で実施するとお考えでしょうか。	No. 12の回答を確認してください。設計業務期間中に発生する「事前協議、申請、届出」については設計企業が実施することとします。
○		15	要求水準書	5	30	第1	6				応募者提案により、事業スケジュールの短縮が可能な場合、令和12年6月末の現庁舎から新庁舎への引っ越しを前出しで実施することは可能でしょうか。	要求水準書の原案に記載のとおり、令和12年1月～令和12年6月までの間であれば引越し可能です。
○		16	要求水準書	7	3	第1	7	(7)			事業者は、県が申請・適用予定の都道府県警察施設整備等補助金及び脱炭素推進事業債に関し、申請に必要な資料の作成支援を行うとの記載がありますが、申請の具体的な内容についての記述が記載されていません。事業者が行う「申請に必要な資料の作成支援」とは、本事業の成果物から申請に必要な資料を提供する程度と考えてよろしいでしょうか。申請書類の提出・作成・体裁整え等は県が行うと考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	お見込みのとおり、申請資料の作成は県にて行い、事業者は根拠資料の提供等の支援を行うことを想定しています。

【大館警察署改築事業】入札説明書等(第1回)に関する質問・意見回答書_令和8年7月14日公表

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目					意見・質問内容	回答
○		17	要求水準書	8		第1	8	(1)	ア		既存敷地への車両乗入は北側道路に面して2ヶ所、東側道路に面して1ヶ所と認識していますが、使い分けがあれば御教示ください。また事業完了時にも同数・同場所での車両乗り入れが必須の条件であるか御教示ください。	使い分けの想定はありません。 事業完了後の条件につきましては、要求水準書P23の（４）外構等の整備水準に示すとおりです。
○		18	要求水準書	8		第 1	8	(1)	ア	表 4	表 4「その他」欄には、建設時に教育委員会の立会による埋蔵文化財の現地調査が必要とされています。調査範囲は、新庁舎、新車庫、仮設霊安室棟の建設範囲（土工事範囲）とし、調査時期は、事前の調査立会は不要とし、各建設期間中の土工事・地業工事時に立会を求め調査すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
○		19	要求水準書	8		第 1	8	(1)	ア	表 4	表 4「その他」欄には、建設時に教育委員会の立会による埋蔵文化財の現地調査が必要とされています。仮に、埋蔵文化財が発見された場合の工期延期リスク、事業中断リスク、工期延期による工事費増大リスクは、発注者側が追うものと考えてよろしいでしょうか。	（別添４）設計・施工請負契約書案の第31条によります。
○		20	要求水準書	8		第 1	8	(1)	ア	表 4	表 4「その他」欄には、建設時に教育委員会の立会による埋蔵文化財の現地調査が必要とされています。仮に、埋蔵文化財が発見された場合、埋蔵文化財の本調査は、県が別途行うと考えてよろしいでしょうか。	秋田県教育庁が調査を実施します。
○		21	要求水準書	10	5	イ	来朝者用駐車場				来庁者用駐車場 敷地内平面駐車100台以上とありますが、要求水準書(案)令和8年2月16日では190台以上となっています。来庁者用駐車場は100台以上に変更となったと考えて宜しいでしょうか。	別添1 要求水準書に示した駐車台数100台以上としますが、可能な限り駐車台数を確保する提案としてください。
○		22	要求水準書	10	18	第 1	8	(2)	エ		仮設霊安室棟について30㎡、構造についてはプレハブ工法による建築物も可との記載がありますが、その他の要求水準がありません。お示ください。	（別添１）要求水準書P. 10のエに示すとおりです。
○		23	要求水準書	11		第1	8	(2)	エ		要求水準および機能相関図に記載の要件を満足した上で、棟配置や棟構成、工事範囲、工事ステップについて応募者独自の提案をすることは可能でしょうか	要求水準書に示す整備手順は一例であり、事業期間を通して警察の業務に支障がなければ、提案可能です。
○		24	要求水準書	14	1	第2	1	(2)	ア		垂れ幕の形状について、12mは高さ方向と読めますが、幅方向の寸法を御教示ください。また数量は1ヶ所で宜しいでしょうか。	幅1． 2 m程度を想定しています。数量は1 か所です。
○		25	要求水準書	14	12	第2	1	(2)	イ		「新庁舎」の構造種別がRC造またはSRC造と指定がありますが、耐震性能への影響が少ない部材について、一部を鉄骨造とした混構造での提案を行ってもよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
○		26	要求水準書	14	12	イ構造	(ア)	構造種別			構造種別は鉄筋コンクリート造(RC造)または鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)とする。とありますが、部分的に無柱空間(大スパン)となる部分を鉄骨造(S造)として計画しても宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

【大館警察署改築事業】入札説明書等(第1回)に関する質問・意見回答書_令和8年7月14日公表

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目					意見・質問内容	回答
○		27	要求水準書	14	17	第2	1	(2)	イ		「新庁舎」の耐震安全性の分類について、構造体はⅠ類が指定されています。具体的には耐震構造で保有水平耐力1.5倍確保相当となりますが、免震構造の提案も可能と考えてよろしいでしょうか？	提案可能です。
○		28	要求水準書	15	30	第2	1	(2)	ウ	(イ)	災害時に自家用発電機から72時間以上電源を供給する必要があるのは新庁舎のみで、新車庫には供給する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	新車庫への供給も必要です。
○		29	要求水準書	18	12	第2	1	(2)	ウ	(イ)	新車庫内には防犯カメラ設備は設置しないと考えてよろしいでしょうか。新庁舎の当直コーナーのモニターで新車庫内の映像を確認する必要はないと考えてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
○		30	要求水準書	20	4	第2	1	(3)			車庫内に危険物に該当するガソリン等の貯蔵を行う想定はございますか？	想定していません。
○		31	要求水準書	23	22	第2	1	(4)			外構等の整備水準に冬の雪対策に関する水準の記載がありません。雪対策をどのようにお考えかお示してください。(外部委託で重機による除雪を行い構内堆積を予定など)	事業期間中の雪対策については、(別添1)要求水準書P.28～P.29「第2 3 (2)ア」における除雪に関する記載をご参照ください。 本事業終了後の雪対策については、外部委託による除雪・排雪を行い、構内の空地や一部駐車区画等に一時的に除雪した雪を堆積させ、適宜、排雪する想定です。なお、雪対策専用の堆積場所を設ける予定はありません。
○		32	要求水準書	24	3	第2	1	(4)			ゴミ置場について、別棟とはせずに、新庁舎もしくは車庫棟に含んで計画することは可能でしょうか？	可能です。
○		33	要求水準書	24	6	第2	1	(4)			敷地外周部のフェンスについて、現状は設置されていない北側道路境界にも必要でしょうか？	必要です。 添付資料22のセキュリティ計画に基づいてご提案ください。
○		34	要求水準書	25	30	第2	2	(2)	ア		仮設建築物を含め、各種申請に係る建築主、申請者は、発注者である秋田県知事とし、受注者が申請を代理する場合は、委任状で対応することによろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
○		35	要求水準書	25	30	第2	2	(2)	ア		建築主が発注者である秋田県知事の場合、計画通知申請になりますが、指定確認検査機関への申請も可能でしょうか。	可能です。
○		36	要求水準書	26	9	第2	2	(2)	イ		基本設計、実施設計の完了時期は、発注者側からの指定はなく、事業者側が設定してもよろしいでしょうか。	No.1の回答をご確認ください。

【大館警察署改築事業】入札説明書等(第1回)に関する質問・意見回答書_令和8年7月14日公表

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目					意見・質問内容	回答
○		37	要求水準書	26	20	第 2	2	(2)	イ		県は、事業者から設計図書、その他資料及び業務完了通知書を受領した後、通知を受けた日から10日以内に事業者の立会いの上、業務の完了を確認するための検査を完了し、検査結果を事業者に通知するとあります。この検査結果通知をもって基本設計、実施設計の内容が発注者に承諾されたということによろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
○		38	要求水準書	39	2	第 2	6	(1)			本事業の実施体制として統括責任者を配置することが求められています。各個別業務の責任者と兼務することが認められるが、原則として代表企業から選出されることとの記載があります。40頁以降には各個別業務の責任者の要件（資格要件等）の記載はありますが、統括責任者の要件について記載がありません。仮に単独で統括責任者を配置するとした場合、統括責任者の要件は求めないという理解でよろしいでしょうか。	統括責任者に対して資格要件等は求めませんが、原則として、統括責任者としての役割にふさわしい経験を持つ者の配置としてください。
○		39	要求水準書								建物完成引渡し後の、建物の維持管理運営方法をどのように考えているかお示してください。（建物管理（建物・設備類の保守点検、監視、消耗品補充）、清掃、入退管理、警備など）	建物完成引渡し後の建物管理と清掃につきましては、外部に委託する予定です。 また、入退管理、警備につきましては外部に委託する予定はございません。
○		40	要求水準書								参考資料として敷地形状（敷地境界線・レベル）がわかる測量図を貸与いただくことは可能でしょうか。	現存資料として測量図は保管されていないため提供できません。 既存の地積測量図及び公図PDFと、「要求水準書 添付資料1 対象敷地の範囲」に関するCADデータをCD配布により貸与いたします。 令和8年7月21日以降に貸与可能となりますので、貸与希望者は入札説明書P19「第8 5. 問合せ先」へご連絡ください。
○		41	要求水準書								参考資料として既存庁舎設計図(意匠・構造・設備)を貸与いただくことは可能でしょうか。	既存庁舎設計図を貸与することは可能ですが、複数事業者の貸与希望がある場合は、貸与期間について個別に調整させていただきます。詳細については、入札説明書P19「第8 5. 問合せ先」へご連絡ください。
○		42	添付資料5 諸室要求水準書	8		2	(1)	⑩			長期書類保管庫等、除湿が必要となる場合、その対象諸室についてご教示ください。	除湿が必要となる対象諸室は想定していませんが、提案を拒むものではありません。
	○	43	添付資料5 諸室要求水準書	42		(9)	①				収容人員について、地域課事務室の規模63m2/室に対して利用者人員職員1人、来庁者1人と記載があります。必要面積に対し、人員数が少ないと思われそうですが、正と考えてよろしいでしょうか。	職員10人が正とお考えください。
○		44	添付資料5 諸室要求水準書	49		(14)	①				「床は下階層への防音・防振性能の高い床」とは「床下地はスプリング仕様」程度の防音・防振性能と理解してよろしいでしょうか？異なる場合には、どの程度の性能が必要でしょうか？架構計画に大きく影響しますので、明確に御教示ください。	お見込みのとおりです。

【大館警察署改築事業】入札説明書等(第1回)に関する質問・意見回答書_令和8年7月14日公表

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目					意見・質問内容	回答
○		45	添付資料5 諸室要求水準書	49		(14)	①				新庁舎では道場を上層階に設置するとの記載がありますが、振動の伝達により道場以外の諸室の居住性能の悪化が懸念されます。道場での具体的な想定振動源の仕様（加振力など）と、その場合の道場以外の諸室における居住性能の性能目標値があればご教示ください。	一般的な柔道及び剣道程度による振動源とします。性能目標値はございません。
○		46	添付資料5 諸室要求水準書	53		3	新車庫 等の整備水準				前室を介する霊安室、検視室以外の各室の出入口は、大型車車庫および中型車車庫を介して出入口を設けることで、宜しいでしょうか。直接外部からの出入口が必要な室がありましたらご指示願います。	各室へのアクセスは大型車車庫及び中型車車庫を介さずとも出入り可能とします。
○		47	添付資料5 諸室要求水準書								事業者が調達・設置する家具・什器・電化製品等の備品について、サイズが細かく指定されていますが、想定メーカー、品番があれば御指示ください。	想定メーカーや品番はございません。
○		48	添付資料5 諸室要求水準書								各居室の居住性能について、具体的な性能目標値があればご教示ください。無い場合は、「建築物の振動に関する居住性能評価指針・同解説（日本建築学会）」等で一般的な事務室相当に指定される、2人歩行時の居住性能（V-70）程度と考えて宜しいでしょうか？	性能目標値はございません。一般的な事務室相当程度で結構です。
○		49	添付資料5 諸室要求水準書								要求水準書において、仮設霊安室棟の整備水準については【添付資料5 諸室要求水準書】に示す霊安室、検視室と同等するとの記載があります。 【添付資料5 諸室要求水準書】霊安室、検視室に記載の要件をそのまま仮設霊安室棟にあてはめることでよろしいでしょうか。この場合、仮設霊安室の設備の要件に記載の設備機器類、什器備品等もサービス対価対象となりますが、仮設期間終了後の取扱いについて記載がありません。ご教示ください。	仮設霊安室棟の整備水準については、基本的に【添付資料5 諸室要求水準書】に示す霊安室、検視室の記載要件のとおりととなりますが、既存霊安室、検視室の什器備品等を仮設霊安室、検視室に移設して使用し、仮設期間終了後は処分を想定しております。
○		50	添付資料5 諸室要求水準書								必要諸室一覧における、各諸室の空気調和設備の有無および、機器選定上の室設定温度について、ご教示ください。	換気設備等を除く冷暖房設備について、新庁舎棟は、原則、印刷室、便所、洗濯乾燥室、証拠品庫、乾燥室、護送車庫、エントランスホールを除く共用廊下、装備庫、私物保管庫、文書保管庫、湯沸室、倉庫、寝具庫、防具庫以外の諸室には必要です。新車庫棟は、原則、霊安室、検視室に冷暖房設備が必要です。なお、冷暖房設備が原則不要な諸室への冷暖房設備の設置について、提案を妨げるものではありません。 機器選定上の室設定温度などの諸条件については、別添1 要求水準書 P4適用基準等を勘案し、提案してください。
○		51	添付資料5 諸室要求水準書								什器備品等の事業者が調達・設置（サービス対価対象）に記載のある什器備品について、細かな仕様や材質、メーカーや品番などの記載がありませんが、事業者側で想定したものでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりで。
○		52	添付資料5 諸室要求水準書								什器備品等の事業者が調達・設置（サービス対価対象）に記載のある什器備品について、事業者側で想定したものでよろしい場合、事業実施中に発注者側にカタログ等を提示し確認いただくことになると思われます。その際、グレードアップの変更要求があった場合は変更対象になると考えてよろしいでしょうか。	提案時に製品仕様が詳細に示され、事業開始後の什器備品の仕様確定にあたり、提案当初からグレードアップされていると判断されるのであれば、原則、ご認識のとおりの対応となります。ただし、変更に当たっては十分な協議を行うこととなります。

【大館警察署改築事業】入札説明書等(第1回)に関する質問・意見回答書_令和8年7月14日公表

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目					意見・質問内容	回答
○		53	添付資料 1 2 設計業務 提出図書一 覧								仮設霊安室棟に関する提出図書等一覧がありません。必要な場合はお示しください。	添付資料12、設計業務提出図書一覧の基本設計図書及び新庁舎の実施設計図書に準じてください。ただし透視図については不要とします。
○		54	添付資料 1 3 建設業務 提出図書一 覧								仮設霊安室棟に関する提出図書等一覧がありません。必要な場合はお示しください。	添付資料13、建設業務提出図書一覧の建設業務に準じてください。
○		55	様式集及び 記載要領	4	28	2	(2)	キ			提案書に使用する文字は原則10.5ポイントにすることが規定されています。フォントの指定はないと考えてよろしいでしょうか。	指定はありません。
○		56	様式集及び 記載要領	4	37	2	(2)	サ			各様式の外側罫線位置（余白部分の幅）は、ファイル綴じを考慮しつつ、変更可能と考えてよろしいでしょうか。	変更可能です。
○		57	様式集及び 記載要領	14		参加表 明書(様 式2-3)					表欄外の注記2点目にて、添付資料として「③商業登記簿本」、「④履歴全部事項証明書」とありますが、③と④は同一書類になるため、1部を提出することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、③と④は同一書類であるため、1部のみご提出いただくことで構いません。
○		58	様式集及び 記載要領	15		入札参 加確認 申請書 (様式2- 4)					「特定共同企業体申請書及び特定共同企業体協定書」並びに「特定建設工事共同企業体申請書及び特定建設工事共同企業体協定書」について、所定様式等があればご提示ください。	申請書及び協定書の案を様式2-4-1～2-4-4として追加いたします。詳しくは、別途公表する「（別添3）様式集及び記載要領（令和8年7月14日修正版）」をご確認ください。 なお、協定書の内容について、仮契約締結時までに修正する可能性があります。参加表明時点にご提出いただく協定書については案段階のもので構いません。
○		59	様式集及び 記載要領	15		入札参 加確認 申請書 (様式2- 4)					別添3. に特定共同企業体及び特定建設工事共同企業体に関する書類を参加表明書と一緒に提出する事になっておりますが、本事業落札後に特定共同企業体（企業グループ）に参加表明していない企業と特定建設工事共同企業体を組み、工事を施工することは可能でしょうか。	特定共同企業体及び特定建設工事共同企業体を組成する企業は、構成員にあたるため、参加表明書の提出時に企業名の記載が必要となります。また、参加表明書提出以降、原則として応募者の構成員の変更は認められません。 なお、参加表明時の提出書類等について、配置技術者の参加資格を確認する様式を追加しています。詳しくは、別途公表する「入札説明書（令和8年7月14日修正版）」、「（別添1）要求水準書（令和8年7月14日修正版）」、「（別添3）様式集及び記載要領（令和8年7月14日修正版）」をご確認ください。
○		60	様式8－3								各種業務について、各年度ごとの金額（業務費）を記載することとされていますが、この金額は、前払い金を考慮した各年度の請求予定額ではなく、様式8－4と連動した各年度ごとの出来高予定金額と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、様式8-4は、No. 61の回答のとおり様式自体を削除します。
○		61	様式8－4								各種業務について、各年度四半期ごとの金額（業務費）を記載することとされていますが、この金額は、入札参加する事業者側が想定する各四半期ごとの出来高予定金額と考えてよろしいでしょうか。前払い金を考慮した請求予定額ではないということでしょうか。	様式8-4は不要であるため、削除いたします。
○		62	様式8－4								各種業務について、各年度四半期ごとの金額（業務費）を記載することとされています。この金額を入札参加する事業者側が想定する各四半期ごとの出来高計算とした場合、設計業務途中の出来高計算は、受注者側の考えでよろしいでしょうか。	No. 61の回答を参照してください。

【大館警察署改築事業】入札説明書等(第1回)に関する質問・意見回答書_令和8年7月14日公表

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目					意見・質問内容	回答
○		63	設計・施工 請負契約書 (案)	鏡		請負代 金額欄					請負代金額欄には「各年度における請負代金額の支払限度額」が記載されることとなりますが、この金額は、本事業の落札事業者が提案した様式8-3等の金額を考慮し、発注者が、本事業の落札事業者と協議し、支払い限度額を設定されたと考えてよろしいでしょうか。あるいは、発注者が、事業者側の提案に関係なく本事業の予算状況により設定されるのでしょうか。	「各年度における請負代金額の支払限度額」は、様式8-3等の金額を考慮し、発注者と選定事業者との協議により設定します。
○		64	設計・施工 請負契約書 (案)	1		第3条					(契約書類)第3条では、この契約を構成する書面及び図面の優先順位が列挙されていますが、「入札説明書」の記載はありません。一方で「入札説明書」15頁～18頁の「第4」～「第7」については、事業中に実施する事項の記載があります。事業実施中における「入札説明書」の位置づけをどのようなお考えかご教示ください。	「入札説明書」15頁～18頁の「第4」～「第7」の記載については、施工請負契約上でカバーされており、入札説明書を施工請負契約の構成書面として位置付ける必要性はないため、第3条に記載しておりません。
○		65	設計・施工 請負契約書 (案)	9	22	第37条	1項				「契約の締結の日から12か月を経過した後に」とありますが、この場合の「契約の締結の日」とは、入札説明書6頁の表3に記載のある「設計・施工請負(仮)契約締結(令和8年11月下旬)」と考えてよろしいでしょうか。	「契約の締結の日」とは、県議会の議決後に本契約を締結した日(令和9年2月下旬～3月上旬)が該当します。
○		66	設計・施工 請負契約書 (案)	9	22	第36条 第37条					本事業期間中に、設計業務委託等技術者単価や経費率等の改定が行われ設計業務や工事監理業務の請負代金が不適当になった場合は、契約書第36条あるいは第37条により協議・請求することが可能と考えてよろしいでしょうか。	契約事項第36条は積算基準の改正や物価変動により請負代金が不適当になった場合を想定した規定ではなく、設計変更や工期変更などに伴う工事請負代金の変更方法を示す規定になります。 契約事項第37条は工事代金額の物価変動を対象としており、設計業務及び工事監理業務は対象外となります。
○		67	設計・施工 請負契約書 (案)								要求水準書には、統括責任者を配置する記載があり、本事業に関して受注者側の責任者として発注者である秋田県との報告・指示・調整を行う非常に重要な役割がありますが、契約書(案)においては、統括責任者の役割などを規定している条項がないと思われます。統括責任者は非常に重要な役割を担うことから、契約書上で規定し、その役割や権限を明確にお示しください。	統括管理責任者に関する役割・権限について要求水準書を修正します。 また、契約書において統括責任者に関する条項を第17条に追加し、併せて、第16条、第18条を修正します。 詳しくは、別途公表する「(別添1)要求水準書(令和8年7月14日修正版)」「(別添4)設計・施工請負契約書案(令和8年7月14日修正版)」をご確認ください。